

議案第 4 7 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 6 日 提出

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

提案理由 休暇制度に係る仕事と育児・女性のヘルスケアの両立支援制度の拡充や国の非常勤職員との均衡を図るため、関係規定を改める必要があるため、この議案を提出する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び 勤勉手当に関する規則等の一部改正について

1 改正理由

北九州市人材戦略や人事委員会勧告に基づいた各種休暇制度の拡充として、仕事と育児・女性のヘルスケアの両立支援制度を改める。また、国の非常勤職員との均衡を図る必要があるため、会計年度任用職員の休暇制度に係る関係規程を改めるもの。

2 改正内容

(1) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成29年教育委員会規則第10号)

会計年度任用職員の育児時間が有給となったことから、給与が減額された期間のうち勤務期間に含めるものから育児時間を削除する。【規則第20条】

(2) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成29年教育委員会規則第14号)

ア 子育て支援休暇の取得要件について、障害児である場合は15歳に達する日以後の最初の3月31日までとし、特別支援学校等の送迎を加え、名称を「子等の看護等又は行事への参加」とする。

【規則別表第3第10の項】

イ 「女性職員の生理(生理休暇)」の名称を「女性職員のヘルスケア(ライフサポート休暇)」とし、取得要件について拡充及び緩和する。

【規則別表第3第12の項】

(3) 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年教育委員会規則第2号)

ア 骨髄移植のための骨髄の提供等に係る特別休暇を有給とする。

【規則別表第3第3の項】

イ 子育て支援休暇の取得要件について、障害児である場合は15歳に達する日以後の最初の3月31日までとし、特別支援学校等の送迎を加え、名称を「子等の看護等又は行事への参加」とする。また、子に係る休暇が3日を超える場合でも有給とする。

【規則別表第3第9の項】

ウ 短期介護に係る特別休暇で3日を超える場合でも有給とする。

【規則別表第3第10の項】

エ 「女性職員の生理(生理休暇)」の名称を「女性職員のヘルスケア(ライフサポート休暇)」とし、取得要件について拡充及び緩和する。

【規則別表第3第11の項】

(4) 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則(令和2年教育委員会規則第4号)

会計年度任用職員の育児時間を有給となるため、報酬の減額対象外とする。

【規則第12条】

(5) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年教育委員会規則第5号)

ア 骨髄移植のための骨髄の提供等に係る特別休暇を有給とする。

【規則別表第3第3の項】

イ 子育て支援休暇の取得要件について、障害児である場合は15歳に達する日以後の最初の3月31日までとし、特別支援学校等の送迎を加え、名称を「子等の看護等又は行事への参加」とする。また、子に係る休暇が3日を超える場合でも有給とする。

【規則別表第3第9の項】

ウ 短期介護に係る特別休暇で3日を超える場合でも有給とする。

【規則別表第3第10の項】

エ 「女性職員の生理(生理休暇)」の名称を「女性職員のヘルスケア(ライフサポート休暇)」とし、取得要件について拡充及び緩和する。

【規則別表第3第11の項】

(6) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則(令和2年教育委員会規則第7号)

会計年度任用職員の育児時間を有給となるため、報酬の減額対象外とする。

【規則第12条】

3 施行期日

令和8年4月1日

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 日

北九州市教育委員会
教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第 1 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 2 9 年北九州市教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 2 項第 5 号中「、同規則第 1 8 条第 1 項」を「及び同規則第 1 8 条第 1 項」に改め、「及び教育委員会規則等に規定する育児時間」を削る。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 2 9 年北九州市教育委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の表の 1 0 の項理由の欄中「看護」の次に「等」を加え、同項備考の欄第 1 号中「に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子」を「（児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害児である場合は 1 5 歳。以下この号において同じ。）に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子」に改め、「ことをいう。）」の次に「若しくは特別支援学校、特別支援学級、障害児通所支援事業所への送迎」を加え、同表の 1 2 の項理由の欄中「生理」を「ヘルスケア」に改め、同項備考の欄中「生理日の就業が著しく困難な女性教職員」を「女性教職員が生理又は P M S（月経前症候群）により心身に不調がある場合」に改める。

(北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第 3 条 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和 2 年北九州市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3の項有給又は無給の別の欄中「無給」を「有給」に改め、同表の9の項理由の欄中「看護」の次に「等」を加え、同項有給又は無給の別の欄中「（この項の備考の欄第4号に該当する場合は、無給）」を削り、同項備考の欄第1号中「に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」を「（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児である場合は15歳。以下この号において同じ。）に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改め、「及び第4号」を削り、「ことをいう。）」の次に「若しくは特別支援学校、特別支援学級、障害児通所支援事業所への送迎」を加え、同項備考の欄第4号を削り、同表の10の項有給又は無給の別の欄中「（この項の備考の欄第4号に該当する場合は、無給）」を削り、同項備考の欄第4号を削り、同表の11の項理由の欄中「生理」を「ヘルスケア」に改め、同項備考の欄中「生理日の就業が著しく困難な女性の会計年度任用職員等」を「女性の会計年度任用職員等が生理又はPMS（月経前症候群）により心身に不調がある場合」に改める。

（北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第4条 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第11条第1号」の次に「及び勤務時間規則第7条」を加える。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正）

第5条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3の項有給又は無給の別の欄中「無給」を「有給」に改め、同表の9の項理由の欄中「看護」の次に「等」を加え、同項有給又は無給の別の欄中「（この項の備考の欄第4号に該当する場合は、無給）」を削り、同項備考の欄第1号中「に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」を「（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児である場合は15歳。以下この号において同じ。）に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改め、「及び第4号」を削り、「ことをいう。）」の次に「若しくは特別支援学校、特別支援学級、障害児通所支援事業所への送迎」を加え、同項備考の欄第4号を削り、同表の10の項有給又は無給の別の欄中「（こ

の項の備考の欄第4号に該当する場合は、無給)」を削り、同項備考の欄第4号を削り、同表の11の項理由の欄中「生理」を「ヘルスケア」に改め、同項備考の欄中「生理日の就業が著しく困難な女性の会計年度任用職員」を「女性の会計年度任用職員が生理又はPMS（月経前症候群）により心身に不調がある場合」に改める。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第6条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第11条第1号」の次に「及び勤務時間規則第7条」を加える。

付 則

この規則は令和8年4月1日から施行する。

参考 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除外する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 教職員給与条例第24条の規定により給与を減額された期間（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号）第16条の2第2項に規定する子育て部分休暇（第9号において「子育て部分休暇」という。））、同規則第17条第1項又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号。以下「教職員勤務時間等条例」という。）第15条の規定により教育委員会が別に定めるもの（以下「教育委員会規則等」という。）に規定する介護休暇（以下「介護休暇」という。）及び同規則第18条第1項又は教育委員会規則等に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）により給与を減額された期間を除く。）</p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除外する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 教職員給与条例第24条の規定により給与を減額された期間（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号）第16条の2第2項に規定する子育て部分休暇（第9号において「子育て部分休暇」という。））、同規則第17条第1項又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号。以下「教職員勤務時間等条例」という。）第15条の規定により教育委員会が別に定めるもの（以下「教育委員会規則等」という。）に規定する介護休暇（以下「介護休暇」という。）、同規則第18条第1項又は教育委員会規則等に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）及び教育委員会規則等に規定する育児時間により給与を減額された期間を除く。）</p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>3 略</p>

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表（第2条関係）

新		旧	
別表第4（第16条関係）		別表第4（第16条関係）	
特別休暇の基準		特別休暇の基準	
理由	期間又は日数	理由	期間又は日数
略			
10 子等の看護等又は行事への参加		10 子等の看護又は行事への参加	
(1) 12歳（ <u>児童福祉法第4条第2項に規定する障害児である場合は15歳。</u> ）以下この号において同じ。）に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者等の子及び条令第6条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号において同じ。）を養育する教職員又は12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫（子の子）をいう。		(1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者等の子及び条令第6条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号において同じ。）を養育する教職員又は12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫（子の子）をいう。	
	略		略

新		旧	
	をいう。)若しくは特別支援学校、特別支援学級、障害児通所支援事業所への送迎又はその子等が在籍する幼稚園、保育所、小学校等が実施する行事への参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。		務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。
(2)	略	(2)	略
(3)	略	(3)	略
略			
1 2 女性職員のヘルスケア	略	1 2 女性職員	略
	女性教職員が生理又はPMS（月経前症候群）により心身に不調がある場合に与えられるものとする。		生理日の就業が著しく困難な女性教職員に与えられるものとする。

北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（第3条関係）

新		旧	
別表第3（第16条、第18条関係）		別表第3（第16条、第18条関係）	
特別休暇の基準		特別休暇の基準	
理由	有給又は無給の別	有給又は無給の別	期間又は日数
略		略	
3 骨髄移植のための骨髄の提供等	有給	無給	略
略		略	
9 子等の看護等又は行事への参加	有給	有給（この項の備考の欄第4号に該当する場合は、無給）	（1）12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者等の子及び第7条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号及び第4号において同じ。）を養育する会計年度任用職員等又は12歳に達する日以後の最初の3月31日ま
略		略	
3 骨髄移植のための骨髄の提供等	有給	略	略
略		略	
9 子等の看護等又は行事への参加	有給	有給（この項の備考の欄第4号に該当する場合は、無給）	（1）12歳（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児である場合は15歳。以下この号において同じ。）に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者等の子及び第7条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号において同じ

新	旧
<p>。) を養育する会計年度任用職員等又は12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫(子の子をいう。以下この号において同じ。)を有する会計年度任用職員等が、その子若しくはその孫(以下この号において「その子等」という。)の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子等)の世話又は疾病の予防を図るため必要なものとして教育委員会が定めるその子等の世話をいう。)若しくは特別支援学校、特別支援学級、障害児通所支援事業所への送迎又はその子等が在籍する幼稚園、保育所、小学校等が実施する行事への参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p>	<p>略</p> <p>での間にある孫(子の子をいう。以下この号において同じ。)を有する会計年度任用職員等が、その子若しくはその孫(以下この号において「その子等」という。)の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子等の世話又は疾病の予防を図るため必要なものとして教育委員会が定めるその子等の世話をいう。)又はその子等が在籍する幼稚園、保育所、小学校等が実施する行事への参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p>

新		旧	
10 短期介護	有給		<p>る。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>
11 女性職員のヘルスケア	略	略	<p>(1) ~ (3) 略</p>
10 短期介護	有給(この項の備考の欄第4号に該当する場合は、無給)	略	<p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>子に係る休暇の場合は、3日を超える日数の当該超える日数は無給とする。</u></p>
11 女性職員の生理	略	略	<p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) <u>3日を超える日数の当該超える日数は無給とする。</u></p>
11 女性職員の生理	略	略	<p><u>生理日の就業が著しく困難な女性の会計年度任用職員等に与えられるものとする。</u></p>
11 女性職員のヘルスケア	略	略	<p><u>女性の会計年度任用職員等が生理又はPMS（月経前症候群）により心身に不調がある場合に与えられるものとする。</u></p>

北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則新旧対照表（第4条関係）

新	旧
<p>(報酬の減額)</p> <p>第12条 条例第5条第2項本文及びただし書に規定する任命権者が定める場合は、北九州市職員の給与に関する条例施行規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第8号）第11条第1号及び<u>勤務時間規則</u>第7条に掲げる場合とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(報酬の減額)</p> <p>第12条 条例第5条第2項本文及びただし書に規定する任命権者が定める場合は、北九州市職員の給与に関する条例施行規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第8号）第11条第1号に掲げる場合とする。</p> <p>2 略</p>

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（第5条関係）

新				旧			
別表第3（第15条、第17条関係）				別表第3（第15条、第17条関係）			
特別休暇の基準				特別休暇の基準			
理由	有給又は無給の別	期間又は日数	備考	理由	有給又は無給の別	期間又は日数	備考
略				略			
3 骨髄移植のための骨髄の提供等	有給	略	略	3 骨髄移植のための骨髄の提供等	無給	略	略
略				略			
9 子等の看護等又は行事への参加	有給		(1) 12歳(児童福祉法第4条第2項に規定する障害児である場合)は15歳。以下この号において <u>3月31日までの間</u> にある子(配偶者等の子及び第7条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号において同じ。)	9 子等の看護又は行事への参加	有給(この項の備考の欄第4号に該当する場合は、無給)		(1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者等の子及び第7条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号及び第4号において同じ。)を養育する会計年度任用職員又は12歳に達する日以後の最初の3月31日まで

新	旧
<p>。) を養育する会計年度任用職員又は12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫(子の子をいう。以下この号において同じ。)を有する会計年度任用職員が、その子若しくはその孫(以下この号において「その子等」という。)の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子等)の世話を図るために必要なものとして教育長が定めるその子等の世話をいう。</p> <p>) 若しくは<u>特別支援学校、特別支援学級、障害児通所支援事業所への送迎</u>又はその子等が在籍する幼稚園、保育所、小学校等が実施する行事への参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p>	<p>の間にある孫(子の子をいう。以下この号において同じ。)を有する会計年度任用職員が、その子若しくはその孫(以下この号において「その子等」という。)の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子等の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子等の世話をいうこと)をいう。)又はその子等が在籍する幼稚園、保育所、小学校等が実施する行事への参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p>

新		旧	
	(2) 略 (3) 略		(2) 略 (3) 略 (4) <u>子に係る休暇の場合は、3日を超える日数の当該超える日数は無給とする。</u>
10 短期介護	有給	略	(1) ~ (3) 略 (4) <u>3日を超える日数の当該超える日数は無給とする。</u>
11 女性職員へのヘルスケア	略	略	生理日の就業が著しく困難な女性の会計年度任用職員に与えられるものとする。
11 女性職員	略	略	有給(この項の備考の欄第4号に該当する場合は、無給)
11 女性職員	略	略	生理日の就業が著しく困難な女性の会計年度任用職員に与えられるものとする。
11 女性職員	略	略	女性の会計年度任用職員が生理又はPMS(月経前症候群)により心身に不調がある場合に与えられるものとする。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則新旧対照表（第6条関係）

新	旧
<p>(報酬の減額)</p> <p>第12条 条例第5条第2項本文及びただし書に規定する任命権者が定める場合は、北九州市職員の給与に関する条例施行規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第8号）第11条第1号及び<u>勤務時間規則</u>第7条に掲げる場合とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(報酬の減額)</p> <p>第12条 条例第5条第2項本文及びただし書に規定する任命権者が定める場合は、北九州市職員の給与に関する条例施行規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第8号）第11条第1号に掲げる場合とする。</p> <p>2 略</p>

【参考】正規職員／会計年度任用職員の比較

	正規職員（現行）	会計年度（改正前）	会計年度（改正後）
育児時間	<p>【有給】</p> <p>○生後2年に達しない子</p> <p>○1日2回 各45分 （連続90分の取得可）</p>	<p>【無給】</p> <p>○生後1年に達しない子</p> <p>○1日2回 各30分 （連続60分の取得可）</p>	<p>【有給】</p>
子育て支援休暇	<p>【有給】</p> <p>○①子または孫の看護 ②子または孫の在籍する 学校等の行事への出席</p> <p>○12歳以下の子・孫 ※障害のある子・孫は15歳</p> <p>○子1人 5日 2人 10日 3人以上15日 孫（すべて）3日</p> <p>○1日、半日、時間単位</p>	<p>【有給（3日超は無給）】</p> <p>○①子または孫の看護 ②子または孫の在籍する 学校等の行事への出席</p> <p>○12歳以下の子・孫 ※障害のある子・孫は15歳</p> <p>○子1人 5日 2人以上10日 孫（すべて）3日</p> <p>○1日、半日、時間単位</p>	<p>【有給】</p>
短期介護休暇	<p>【有給】</p> <p>○負傷、疾病又は老齢により 2週間以上にわたり日常生活 を営むのに支障がある者 の介護その他の世話を行う 場合</p> <p>○1休暇年度において5日 （2人以上の場合は10日）</p> <p>○1日、半日、時間単位</p>	<p>【有給（3日超は無給）】</p> <p>○負傷、疾病又は老齢により 2週間以上にわたり日常生活 を営むのに支障がある者 の介護その他の世話を行う 場合</p> <p>○1休暇年度において5日 （2人以上の場合は10日）</p> <p>○1日、半日、時間単位</p>	<p>【有給】</p>
骨髄の提供等	<p>【有給】</p> <p>○必要と認められる期間</p>	<p>【無給】</p> <p>○必要と認められる期間</p>	<p>【有給】</p>